

## 17. 麻薬等

### (1) 業態数(平成28年12月末現在)

麻薬診療施設	:	403
麻薬取扱者(施用者、管理者、研究者)	:	2,211
向精神薬取扱施設	:	1,645
覚せい剤施用機関	:	1
大麻栽培者	:	0
大麻研究者	:	5
けし耕作者	:	0

### (2) 麻薬等の業務所への立入検査状況

- ・ 医薬分業の進展とともに平成10年頃から麻薬小売業者(薬局)が増加した。  
麻薬小売業者は、平成28年12月31日現在326施設。
- ・ 平成28年中、麻薬取扱施設205箇所立入検査を実施したところ、8箇所8件の違反が発見された。違反内容は、処方せんの交付3件、不正所持1件、管理・保管3件、事故届1件であった。  
不正所持1件(1業務所)の違反については捜査を実施した後、高知地検へ事件送致した。また、その他7件の違反については口頭により改善指示とした。
- ・ 平成28年中、向精神薬取扱施設203箇所立入検査を実施したが、違反はみられなかった。また、平成27年から譲渡し違反で継続捜査中の1業務所については、平成28年中に高知地検へ事件送致した。
- ・ 平成28年中、覚せい剤原料取扱施設99箇所立入検査を実施したところ、7箇所7件の違反が発見された。違反内容は、譲渡・譲受6件、帳簿の保存1件となっており、譲渡・譲受6件については始末書を徴収し、帳簿の保存1件は口頭により改善指示とした。

### (3) 事犯

- ・ 不正麻薬事犯  
昭和38年以降、発生なし。
- ・ 医療麻薬事犯  
平成24年3月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(向精神薬不正譲渡等)  
平成25年11月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正譲渡等)  
平成26年5月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正譲渡等)  
平成27年11月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(向精神薬不正譲渡等)  
平成28年8月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正所持)
- ・ けし不正栽培

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	3	47	49	66	36	25	21
栽培本数	6,109	5,394	3,926	13,768	8,092	4,575	893

全て、植えてはいけない「けし」との認識がないものであったことから、医事薬務課及び保健所により説諭のうえ抜去し、焼却処分とした。

・大麻不正栽培

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	0	0	0	1	0	1	1
栽培本数	0	0	0	1	0	23	30

H25：1件 1本（自生：抜去、焼却） H27：1件 23本（自生：抜去、焼却）  
H28：1件 30本（栽培：事件送致）

**(4)麻薬中毒者の現状**

- ・麻薬中毒者とは、麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒者をいうが、平成28年度には該当者は発見されなかった。
- ・過去に、医師が麻薬中毒であると診断した1名について、観察指導を行った。

麻薬中毒観察指導対象者（平成28年度末）

総数	観察指導の対象としている者											
	所在の明らかな者				所在不明の者				計			
	1類	2類	3類	小計	1類	2類	3類	小計	1類	2類	3類	小計
1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1

- (注) 1類：中毒治療のため入院したことがある者  
2類：医師が麻薬中毒又はその疑いがあると診断した者  
3類：麻薬取締員等、当該職員により中毒の疑いがあるとして通報のあった者

## (5)薬物乱用防止対策

### ○県内の薬物乱用状況

- ・覚せい剤

平成28年中に県警が検挙した覚せい剤検挙者数は、58名（押収量8,170.562g）であった。全国的に戦後の第三次乱用期が続いている。

- ・大麻

平成28年中に県警が検挙した大麻事犯は、13名（押収量884.77g）であった。

- ・その他

全国的には、大麻やMDMA等の合成麻薬事犯の検挙者数や押収量が増加しており、これから本県での乱用も憂慮される状況にある。

薬物（覚せい剤・大麻・向精神薬等を含む）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
件数	115	84	87	84	103	82	
人員	77	60	67	55	67	58	
内	内一般人	46(77%)	46(77%)	54(81%)	45(82%)	50(75%)	55(95%)
	内暴力団	14	14	13	10	17	3
押収量	1,988.287g	7.901g	8.048g	19.677g	24.488g	8170.562g	

（押収量は、覚せい剤のみ記載）

- ・シンナー

平成28年中に県警が検挙補導した有機溶剤乱用少年は、平成17～28年と続いて、0名であった。ここ数年、高知市及び県下5福祉保健所ごと（高知市の事務局は、医事薬務課）に設立されている薬物乱用防止推進員を中心とした各地区薬物乱用防止推進協議会の活動もあり、乱用少年は激減している。

有機溶剤乱用少年（覚せい剤乱用予備軍）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人数	0	0	0	0	0	0

12年連続の0人であるが、今後増加に転じないよう普及・教育が必要。

### ○啓発等について

- ・乱用に悩む家族等からの相談

精神保健福祉センター及び福祉保健所において、薬物に関する相談を受けるとともに、当課には相談専用電話（Tel:088-823-9797）を設置し、乱用者及び乱用に悩む家族に適切な措置を講じ、保健医療、福祉の関係機関や自助グループと連携し、乱用者及び家族へのケアができる体制づくりを推進した。

薬物乱用相談件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	17	28	21	36	25	92

・薬物乱用防止教室の開催

薬物の知識や乱用の恐ろしさを若者に啓発するため、県下67校の中学・高校において薬物乱用防止教室を開催した。(28年度実績)

中学生及び高校生への薬物乱用防止教室開催状況(12年度から開始)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
開催校	56	53	38	44	42	67
学校数	183	180	178	177	176	172
%	30.6	29.4	21.3	24.9	24.0	39.0

その他(小学校教室:43校、一般対象:2回)

・指導者養成講座の開催

薬物乱用防止教室等で乱用薬物の知識や乱用の恐ろしさを啓発するための指導者(学校教員、保健所職員、警察職員、学校薬剤師、薬物乱用防止推進員等)に対する講習会を県警、教育委員会、精神保健福祉センターと連携して開催した。

指導者養成講座

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
回数	1	1	1	1	1	1
参加者	164	121	146	175	166	159

・薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施

県内の中学生徒から募集を行った。(応募期間:7/1~10/7)(28年度実績)

応募数等	ポスター	14校	352点
	標語	2校	28点

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動の実施

6/20~7/19までの期間中、県下16箇所において761人が参加(うちヤングボランティア235人)、薬物乱用を訴える街頭キャンペーンを実施した。(28年度実績)

## ○高知県薬物乱用防止推進員の活動

県下には現在、379名の薬物乱用防止推進員が高知県薬物乱用対策本部長（本部長 知事 尾崎正直）から委嘱されている。これらの方の主な出身団体は、保護司、民生委員、学校薬剤師、ライオンズクラブ、PTA役員等であり、県内5福祉保健所ごとと高知市（事務局は医事薬務課）に6地区協議会が設立されている。

県下の6地区協議会は、平成5年から順次（当時の10保健所ごとに）組織され、平成7年には連合協議会が組織された。当時は、年間200～300人が「覚せい剤予備軍」と言われるシンナー等有機溶剤の乱用で検挙される状況が続いていたが、現在、県内のシンナー等の乱用による検挙・補導者は激減し、平成28年度は平成17年度から引き続き0名であった。このことから、各地域での協議会活動による有機溶剤取扱店への保管・管理の徹底や適正販売についての声かけ運動、また様々な集会などで薬物乱用の弊害や恐ろしさについての地域に根ざした啓発活動に寄与するところが大きいと考えられる。

また、6地区協議会の会長、副会長で構成されている高知県薬物乱用防止推進連合協議会では、県下統一した啓発活動の企画や予算の配分等を行っている。